

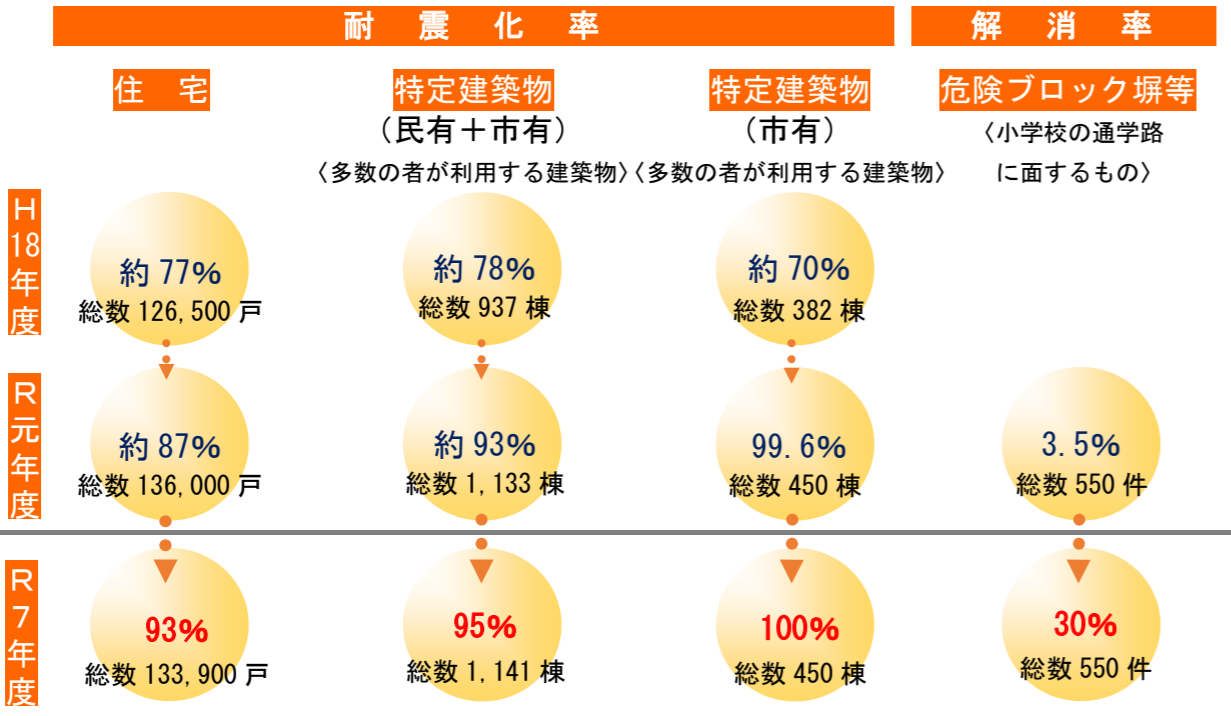
## 第2期秋田市耐震改修促進計画の概要

### 計画の目的

本市では、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる人的被害および物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保することを目的に、「秋田市耐震改修促進計画」を平成19年12月に策定しました。

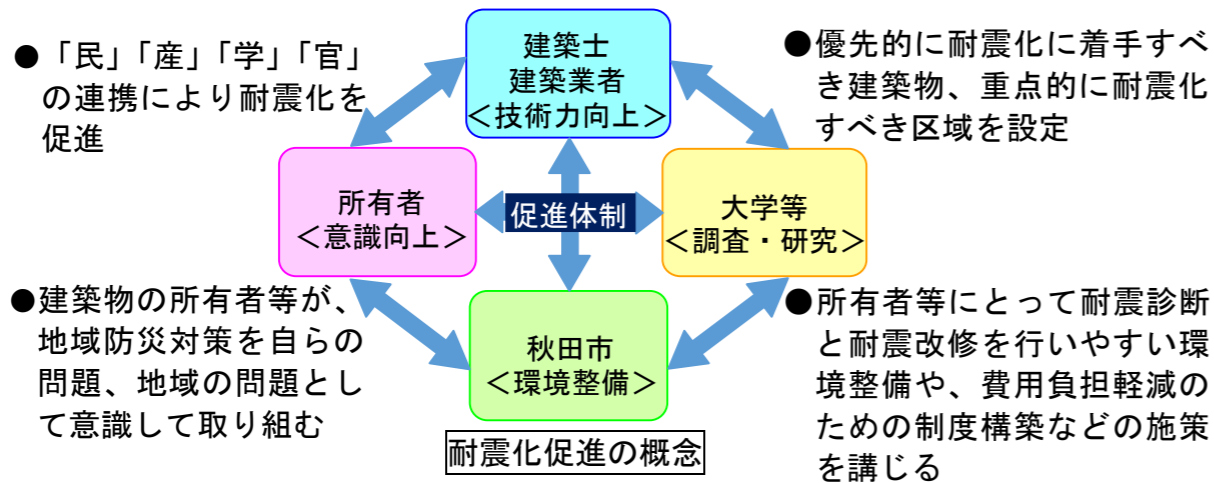
この計画は、令和3年3月に計画期間の満了を迎えるため、平成19年度から令和2年度までを第1期計画としてその進捗と効果を検証したうえで、令和3年度から令和7年度までの第2期計画を策定しました。

### 耐震化の現状



### 目標

### 耐震化促進のための施策



#### ◆啓発と知識の普及

地震防災マップ等の啓発資料やホームページ等により、市民が耐震化を進めやすい情報を提供。

#### ◆民間建築物に対する耐震化に関する施策

木造住宅の耐震診断士派遣、耐震改修設計・耐震改修工事に対する補助や、危険なブロック塀等の除却工事に対する補助を実施。

#### ◆法による指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律や建築基準法により、耐震化が必要な特定建築物を指導。

# 地震に備えて！ 住まいの耐震化

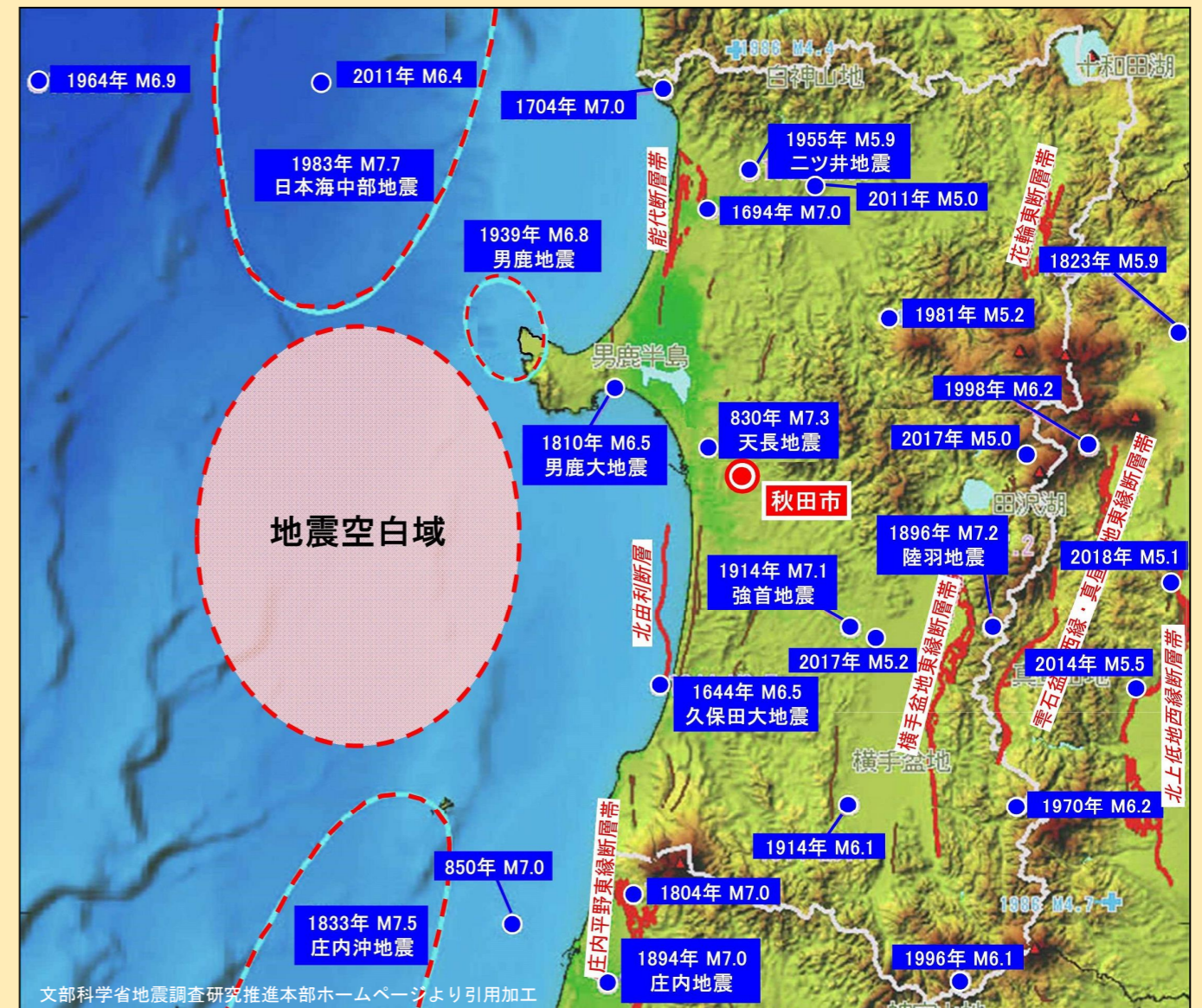
大規模な地震はいつ、どこで発生するかわかりません！

平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大の規模でした。

秋田県沖でも、これまで大きな地震が発生していない「地震の空白域」が指摘されています。

昭和56年6月に建築の基準が改正されましたが、それ以前の建物は、大地震に対して不十分な強さであるため、震度5強では無被害であったとしても、それ以上の地震では、耐えられるかどうかわかりません。

みんなで自分の住まいの地震に対する強さを確認し、



## 住宅の弱点を知る・検討する・安全なくらしを手に入れよう！

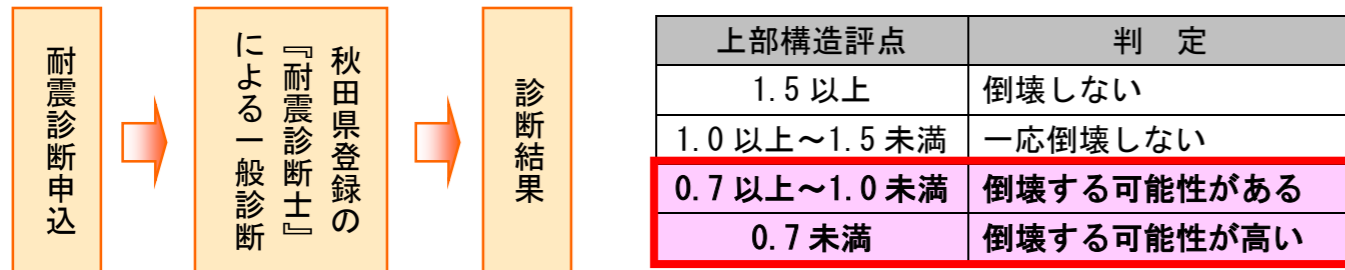
### ステップ1 事前相談：まずは建築指導課にご相談！

耐震診断やその後の流れをご説明します。

○事業の流れ ○耐震診断士派遣のご説明 ○各種補助金・優遇措置のご案内



### ステップ2 耐震診断：耐震診断で住宅の弱点を知ろう！



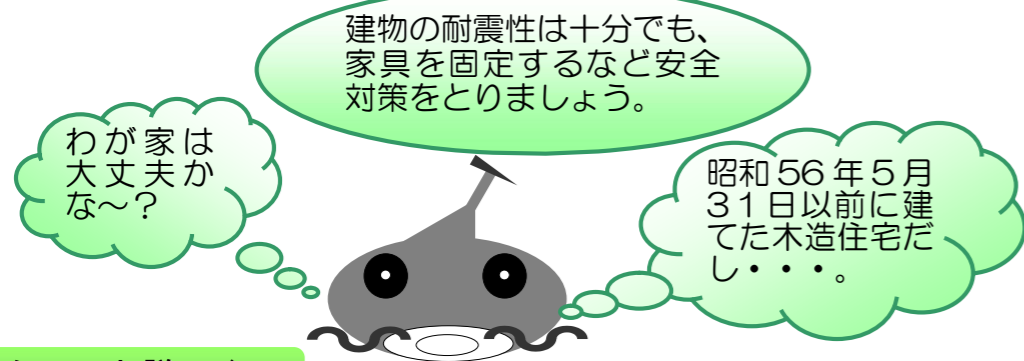
### ステップ3 耐震改修計画：補強方法、費用や改修内容を検討しましょう！

- ・上部構造評点 1.0 未満の場合は、耐震改修工事が必要です。
- ・耐震診断だけでは、補強方法やどのくらい工事費がかかるかわかりません。
- ・適切な改修計画(設計)が必要です。専門家に依頼し、十分に相談しましょう。



### ステップ4 耐震改修工事：安心なくらしを手に入れよう！

- ・耐震改修計画ができたら、工務店へ見積もりを頼み、十分に説明を受けた上で工事の契約をしましょう。
- ・耐震改修工事では、筋かいや構造用合板による壁の補強、接合部の金物補強などを行います。



ちょっと詳しく！

木造住宅の耐震診断法には、目的に応じた次の3つの種類があります。

- 「簡易診断法」…ご自身で、「誰でもできるわが家の耐震診断」により行います。より専門的な診断を行う際の参考になります。
- 「一般診断法」…耐震診断士に依頼します。地震の際倒壊の危険があるか総合的に判断し、耐震性を判定します。上部構造評点が算定されます。
- 「精密診断法」…一般診断よりさらに詳しい診断方法です。外壁を一部取り外すなどの現地調査が必要です。

### リフォーム時には一緒に耐震改修を！

- ・リフォームをお考えの皆様、一緒に耐震改修工事も考えてみませんか？
- ・別々に工事を行うより、ムダがありません。



## 秋田市からの支援制度があります！

### 1. 事前相談

無料

ご相談は無料です！

「耐震診断を受けたいけど・・・」「自宅は補助対象？」など、お住まいのことや、耐震改修等に関することは、まずは **建築指導課** ☎ 888-5769 へご相談ください。

### 2. 耐震診断

自己負担  
1万円  
で診断

耐震診断士を派遣します！

耐震診断士を派遣し、一般診断法による耐震診断を行います。**自己負担1万円**。

耐震改修設計費と工事費を補助します！

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上にする設計費と工事費に対し、設計費×2/3と工事費×23%の合算額を補助。  
合算額の上限**50万円**

以上の申込み先：秋田市建築指導課

### 3. 耐震改修設計

上限  
50万円  
の補助

### 4. 耐震改修工事

組合せて

リフォーム費用を補助します！（併用可）

住宅のリフォーム、増改築を行う50万円以上の工事に対し、費用の一部を補助します。併用可。  
※要件により異なります。

秋田市住宅リフォーム支援事業

1戸当たり**5万円**（中活区域10万円）を補助。  
住宅につき2回まで（※同一年度中の申請は1回まで）  
申込み先：住宅政策課 ☎ 888-5770

秋田県住宅リフォーム推進事業

申込み先：秋田県秋田地域振興局建築課 ☎ 860-3491

### 税制上の優遇措置

#### 固定資産税の減額措置

床面積120㎡相当分まで1/2に減額されます。減額期間は1年間。  
**令和8年3月末まで。**  
詳しくは 資産税課 ☎ 888-5479

#### 所得税の特別控除

確定申告で上限25万円まで控除されます。控除期間は1年間。  
**令和7年12月末まで。**  
詳しくは 秋田南税務署 ☎ 832-4121  
秋田北税務署 ☎ 845-1161

それぞれ証明書を発行できます！

### その他の制度

#### 住宅の地震保険の割引

耐震性能の等級に応じて10%～50%の割引を受けることができます。

詳しくは  
各損害保険会社まで

#### リフォーム融資

高齢者の方へのリフォーム融資など。

詳しくは  
住宅金融支援機構  
0120-0860-35

#### 危険ブロック塀等除却支援事業

小学校の通学路に面した危険なブロック塀等を除却する場合の補助制度。

**工事費×2/3 上限20万円**  
詳しくは 建築指導課  
888-5769



### どの補助制度も必ず事前相談を

記載されている補助などのご案内は、令和6年4月1日現在の簡単な概要のみを記載しています。詳細な条件等につきましては、事前に各担当窓口までご連絡の上、必ずご確認ください。